

上代地方豪族存在形態の一考察

横 田 健 一

【梗概】 古代都市國家なる所與の課題に對して、日本にそれが存在しなかつたが故に、その理由を示さねばならぬ。それは日本古代國家機構の中に存する。特に日本には部族的諸國家が發生してよりその對立抗爭の期間が短かく、早く強力な皇室の中央集權下に統一された。その過程、特に皇室權力構成の仕方又地方豪族のそれとの關係の仕方、地方豪族の權力構成形態等に問題がある。私は地方豪族の一例として備前東部の和氣氏の例について考へて見た。即八世紀後半から九世紀前半に於ける同氏の氏族構成を考へその氏長たる清麻呂の宮廷官僚貴族としての活動よりは、その郷土の爲にその國の國造としての政治的地位と活動、農民の爲の施策、又農民の彼に對する態度、彼の經濟力とそれによる社會事業等を考へた。次にその權威の背景をなす祖先傳承を批判しその形成過程を時代社會思潮から考へ、八―九世紀の社會における皇室を中心の精神的權威とする國家權力機構の一端を考へ、都市國家を生まぬ一原因を示した。

古代都市國家特輯號の爲日本のそれが私に課題として與えられた。併し日本には西洋古代のポリスの如く自由且平

上代豪族存在形態の一考察(横田)

等な同質的市民が民主的に自治的都市を形成したこともなく、中國古代都市の如きものも又中央アジアのオアシス國家の如きものも存在したことはなかつた。中國中世都城の規模形式は七世紀末に至つて模倣され始めたらしいが、部分的であり、平城京・平安京に至つて都城の制を完備した。

そこには民主的自治的市民生活が営まれたのではなく、都市行政は官僚として⁽⁴⁾の左右京職や東西市司が司る所であり、民間から選ばれた坊令坊長があつてもその権限は小さく、その選任すら一般民衆の與るところではない。僅かに戦國期に若干の都市において市民の富裕有力者による自治的組織を持ち封建大名に對抗の勢を示したものもあるが、間もなく封建武士勢力に壓倒されて了つた。⁽⁵⁾これは問題が中世であるからさしおくが、日本の古代にギリシヤ古代の如きポリス形成の諸條件を欠いた所以を考えて見なければならぬ。古代ギリシヤには小國家の分立抗争が長らく續きしかもそこにそれを統一せしめる様な條件を欠いたこと即ち強大勢力の出現が妨げられたことが一因としてあげられている。日本も小國家の分立抗争は見られたが、⁽⁶⁾やがて強大勢力即大和朝廷による統一が概ね四世紀前半頃には成立していると考えられる。⁽⁷⁾これはギリシヤの場合のように強大な外國の干渉を受けなかつたことによるが、逆に統一した強大勢力を外國からの侵略征服と見ることは現在立證されてい⁽⁸⁾ないので直に従いがたい。⁽⁹⁾大和朝廷による統一が形

成されたといつても完全なものではなく、地方君主の獨立性が全く失われたわけではなく、反抗叛亂の氣風を含み乍ら、これを壓倒して遂に完全に統一をなすのは大化改新をまたねばならぬ。⁽¹⁰⁾この世界史にまれな絶對的統一を形成せしめた所以が、即ち日本にポリスを出現せしめなかつた所以であり、この統一形成過程において皇室の下に服屬して行き且つ皇室中心の權力支配機構に参加してこれを構成した地方豪族のあり方——皇室の地方豪族に對する施策、及地方豪族側の皇室に對する態度の諸形態とその關聯、更にその皇室自體及地方豪族の權力構成の基盤その機構の再生産の形態を究めることが問題である。これについては從來部・奴婢・屯倉・田莊等の如き土地人民の支配所有形態に特に重きを置いて研究されて來たし、更に家族氏族構成から古代國家社會の構造を明らかにされて來た。しかし個別的な單一氏族の構成やその全體としての國家社會における有機的の機能の仕方などはまだ充分明らかではない。これは確かに史料的に制限されていて記紀自體がそうした問題を語ることを目的としていない。又その敘述が多分に神話

傳説的であり、後代の潤色や造作が加わつていてその新古の排列も新たにし直さねばならない。本稿はそうした地方豪族の権力構成の諸機能の關聯の面を、特に皇室との關係において考へて見たいと思つたのであるが、こゝには先づ大化改新後かなり時代は下るかもしれないが、備前和氣氏の場合について考へ、もし紙數が許されるならば溯つて大化前後更にはそれ以前に溯つて考へて行きたいと思う。もちろん大化後一世紀余も後の一氏族の型から、變遷も甚しいより古代の、又地方その他によつて色々型の異なる場合を推すことは無理であるが、資料の多い下つた時代を明かにしてこれを基礎にして溯ることは已むを得ないことである。

なお日本に都市國家的なものが發達しなかつた理由として小稿で少しくふれる積りの地方豪族の分化した階層的擬血縁の協同體關係の鞏固なこと、ギリシヤ等に比して古典的奴隸の未發達、全國の皇室中心の血縁的國家觀念の發達のような問題の他に日本が海國であり乍らギリシヤや中世南北歐等に比して遠距離通商の發達せぬ所以や、小國家

上代豪族存在形態の一考察（横田）

相互間の對立聯合鬭爭等の如何、外國の強力干渉のなきことなど地理的な要素の問題や諸外國の歴史との關係なども問題であるが、そのような問題には只今は一切ふれない。又本稿に使用した権力と權威の概念について歴史的にその發現關聯の諸様態をのべる筈であつたが、これも紙數の都合ですべて省略する。

二

和氣氏の氏族構成に關する年代的に最も早い史料は續日本紀天平神護元年三月甲辰條に、備前國藤野郡人正六位下藤野別眞人廣虫女。右兵衛少尉從六位上藤野別眞人清麻呂等三人に姓吉備藤野和氣眞人を、藤野郡大領藤野別公子麻呂等十二人には吉備藤野別宿禰を、近衛從八位下別公齒守等九人には石成別宿禰を賜うたとある。されば清麻呂等三人の家族以外の人々にはやゝ異つた姓であるが、吉備藤野別或は和氣氏本姓の磐梨別公と同じ石成別であり、同時賜姓であるから血縁的に近い一族即氏人と考へられる。これ

は更に續紀神護景雲三年五月乙未條に、從五位下吉備藤野和氣真人清麻呂等に姓を輔治能真人。外從八位上吉備藤野（別）宿禰子麻呂。從八位下吉備藤野（別）宿禰牛養等十二人には輔治能宿禰。近衛无位吉備石成別宿禰國守等九人には石成宿禰を賜つている。この賜姓は、同年八月に清麻呂が宇佐八幡奉使行の結果斷罪され因幡員外介に貶せられている事から、恐らく奉使行の前に或は旅行の途次に豫め行賞が行われたものと考えられ、從つて同時に賜姓された人々が近い一族であろうとの推定は強められる。しかも同じ一族といつても子麻呂牛養等は清麻呂と同じ輔治能なる美稱を冠せられていることから見ると國守ら九人よりは一等清麻呂に近い血縁關係にあつたのではないかと考えられる。しかも行賞はその範圍のみには止まらなかつた。即ち約一ヶ月を經た六月壬戌に、備前國藤野郡人別部大原。少初位上忍海部興志。財部黒士。邑久郡人別部比治。御野郡人物部麻呂等六十四人に姓を石生別公。藤野郡人母止理部奈波。赤坂郡人外少初位上家部大水。美作國勝田郡人從八位上家部國持等六人には石野連を賜姓され、翌癸亥には美

作備前兩國の家部・母等理部二氏人等頭を盡して姓を石野連と賜い更にその翌々日乙丑には備前國藤野郡を和氣郡と改めた。私はこれを前の行賞的賜姓と關係ある一連の現象と斷じ得ると思う。それは和氣氏の本姓と同じ石生別公イソミダケノキミと六十四人の多數の人々が貫つて居り、その人々の中に別部ワケノを名乗る者が多いことは、ワケ氏の部民として或はかつて部民としてワケ氏に隸屬して居り又現在もそれに近い關係にあると考えられるが、清麻呂の血縁的同族の可能性は乏しいと考えられ、且つ、その中に有位者も一人ならず存在することは、この備前東部美作東南部地方に於いて和氣氏に奉仕している者の中の有力者及びその家族らしく考えられる。有力者はあるいは當らぬかもしれぬが、同日に賜姓されている赤坂郡人外少初位上家部大水。美作國勝田郡人從八位上家部國持等六人の石野連の賜姓は何を意味するかを考えるに、これは和氣氏との關係を直には導き出したいが、同日賜姓なることと、石野がどうもイハナスイハナス（或はシ）の音韻をふまえているらしく、清麻呂及同族に石成を、又これに奉仕しているらしい人々に石生と字を遣え

更にこれと一段差別を低くつける爲石野（恐らくイワノと發音するのではあるまいか）とイワナスに稍近い音を以てし且つ皇別の公姓に對し臣下卑姓の連を興えたと推定されること、且つこの六人は有位者及びその家族であるらしく、次の日に賜姓された、美作備前兩國の同氏姓の家部・母等理部の二氏人の頭を盡して——とある故に相當大人數と考えられる——より一日早く賜姓されていることは、この六人が、母等理部・家部二氏の長たる身分の家族達ではないかと推定される。従つてこの有位者の二氏の長らしき僅か六人と同日賜姓の有位者を含む石生別公なる和氣氏本姓と同姓を賜うた部姓の六十四人は、母等理部や家部二氏の氏人たちよりも一段と高い地位にあり、且つ清麻呂に近い從屬的地位にあるといえるであろう。これは和氣氏の血縁的同族ならんと推定した人々が郡の大領や近衛やの官にあり、位も部姓の人々の小初位よりは一段上の從八位程度である相違を示していること、相應する違い方である。この部姓の人々はもちろん良民、公民であつたらうが、それより一段下に色をつけられている感のある家部・母等理

部は、或は（今六人の家族として示されている）氏の長達に率いられ和氣氏に奉仕していた處の、大化前代頃には（或はその後にも）奴婢の如き地位にあつたものではないかと思われるが石野連の如き姓を賜つたところを見るとこの當時にはむろん良民であつたこと疑いない。かゝる部姓二氏がいつ頃からいかなる關係で和氣氏に隸屬したのか明かでないが、備前美作二國において頭を盡しとあることは、かなり多人數であるらしいこと、又従つて和氣氏の勢力が相當廣範圍に及んでいるらしいこと従つてそのように廣まるには長い年月がかゝつていることを暗示するが、なおその部が二つに止まることは、その勢力が兩國人民全體に及ぶものではなかつたらしいのである。この二つの部民は、この奈波、大水、國持らの如き氏の長が和氣氏に隸屬して居れば自ら全氏人が、氏長を通して和氣氏の統制下に入るわけであるが、この氏の長の統制力そのものも二國にわたりかなり廣い地域にわたつていふことも、その統制が如何にして行われたか、問題を提供する。

以上から推定される和氣氏の氏族構成は、朝廷の下級官

僚貴族に榮進してゐる清麻呂等三人の狭い意味での家族(房戸に)とそれに近い血縁であるらしい、郷土の郡大領なる地方官僚子麻呂等十二人の家族、その次に近い血縁で中央に天皇禁衛軍なる近衛として奉仕してゐる國(或は薩)守ら九人の一家族、以上が先ず親族圏として藤野郡(藤野郷)に本據を置き東部備前、東南美作の最高支配階層をなす。次にこの氏人一族に奉仕してゐるらしい二國數郡にわたつて散在する約七十名の部姓を有し、且つその若干の家長は最下級の位階を有する(故に最下級の官僚又は兵士の如きもの)人々があり、一階層をなし、更にその下の階層に屬する二國全體に散在奉仕する家部母等理部特に母等理部氏は磐梨郡物理郷の大部分を占めたらしい——二氏の人々——その數は前階層の人々より恐らく更に多いであらう⁽²²⁾という夫々姓を異にし身分を異にする數階層に分けられる。

以上の階層的構成はこれを維持する政治的經濟的な力、權力の存在を物語り、且つこれらを統率する清麻呂一家の被支配者に對する政治的倫理的配慮が地方支配者としての權威を支えることを物語る。以下にその諸様相をみよう。

三

天平神護二年次の太政官奏が許可されてゐる。即ち備前國守石川名足等が解して、藤野郡は地が薄墻であつて、人尤も貧寒である。公役を差科するに途にふれて念劇である。山陽道から西海道への驛路で官吏の送迎相次いで人馬共に苦しみ、しかのみならず頻りに旱疫に遭い、しかも戸はわずかに三郷で人少く役は繁しく支辨し得ない。こゝに隣接の邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨、佐伯二郷、上道郡物理、肩背、沙石三郷を藤野郡につけんことを乞うてゐる。同時にまた美作國守巨勢淨成等も解して同國の勝田郡鹽田村の百姓は治郡に遠くかえつて他國である備前に近い。治郡に遠いので差科を承けて極めて艱辛してゐる。こゝにこの村を藤野郡につけんことを乞うて、各々許された。これは一見して各國守が各々獨斷で己の管國の人民の便宜を計つたかの如く見えるが、この藤野郡がわずか三郷の小郡から一躍六郷を加えて三倍の九郷もある大郡に躍進したことは

いかに山陽道の驛路の頻繁と勞役の過劇とはいへ、これを救う爲には躍進が著し過ぎ、勿論兩國が一致して偶然かゝる解を爲すことはあり得ない。こゝに藤野郡の爲にその擴大をはかつて兩國々司を動かした和氣氏——藤野郡を本據地とし藤野郡大領を同族とする、そして特に中央にあつて天皇の愛信を蒙つてゐる——清麻呂等の運動を考えるのはゆきすぎであらうか。而してこの背後にはこれら新に加えられた諸郡が元來和氣氏の勢力範圍にあつたのかもしれないことが考えられはしないだらうか。或は逆にかゝる藤野郡への併合擴大を機として和氣氏の勢力が昌久・赤坂・上道・美作・勝田郡方面へ伸びて行つたのかもしれない。こゝには何れとも速断し得ない。今少し他の事實を検討しなければならぬ。

即ちかくの如き清麻呂の郷里備前・美作兩國地方の爲の盡力乃至兩國における勢力の公的確認は、彼が備前美作兩國々造に任ぜられ、併せて高祖父佐波良以下が同じこの兩國々造の職を追贈されてゐることである。その事情は「傳」にあるように、清麻呂が八幡奉使行の結果神護景雲三年

上代豪族存在形態の一考察(横田)

八月貶流されて寶龜元年九月許されて入京する迄の間に、その本郷にあつた高祖父佐波良以後累代の墳墓に拱樹の林を成していたものが、人の爲に伐除せられ、こゝに歸來して後上疏陳狀して、祖四人及彼を兩國々造に任ぜられたのである。この事件は地方譜第豪族と雖もその國家より公的に罪人とされた時、郷土の人々に對する權威を失つて、その累代の墳墓を犯されているのを見るのであつて、傳統的に見える地方豪族の權威が公法的なるものに支えられてゐることを證する。

この高祖父以來の墓地を本郷に有することは和氣氏の系譜においてふれるところの、その始祖と傳承する垂仁天皇皇子鐸石別命以來の代々がどの程度信用し得るか問題であるとしても、佐波良以後は確かな存在であり、林をなすような墓はかなりの面積にわたる立派な墓らしく、この地方に佐波良の頃以後は、地方に名族として臨んでいたことを示すように思われる。⁽²⁴⁾

元來備前、美作兩國はその行政區域としての國の成立は新しいことで、先代舊事本紀の如き造作の著しい書にすら

兩國々造の記載のないことも偶然ではない。即ち美作は和銅六年備前の六郡を割いて設置されたものであり、備前も吉備を前中後に分けられたものなること周知の如く、文獻上初出は備前は文武二年⁽²⁶⁾であるが、備後が天武二年⁽²⁷⁾に見えるから、設置はそれ以前に餘り溯らないことと思われる。

國造本紀に於て備前地方のそれに該當するものには大伯國造、上道國造、三野國造があり、後の邑久・上道・三野諸郡を主體とするものらしいが、今問題とする備前東北部に關しては、それらに含まれていたかどうかどうなつていたか知ることが出来ない。いずれにしても吉備地方の國造として由緒ある家柄は國造廢止の大化改新頃迄に早く衰え或は絶えてしまつたのであろうか。⁽²⁸⁾和氣氏一族が國造に任ぜられたのは、もはや國造としての曾ての名族なく、たゞこの氏のみ東備美作南部地方に代々世襲的に勢力を有すること、「一國之内長」として「古昔無國司而只有國造治一國之中」⁽²⁹⁾という、地方の名族としての國造に相應しいが故に任ぜられたものであろう。即ち清麻呂の一族に大領のあることすで見たところであるが、彼は自身の立身はその史上の初見

に右兵衛少尉としてあらわれるように、兵衛は郡司子弟の強幹にして弓馬に便なる者を選び貢するのであるから、少くとも彼の出身は郡司程度の豪族と認められていたのであろう。⁽³¹⁾

大化後における國造は勿論名譽職の如きもので實權はなかつた。職田として果すところは⁽³²⁾大祓の如き若干の祭儀にすぎず、職能として果すところは⁽³¹⁾大祓の如き若干の祭儀に關與する程度であつた。吉備地方において和氣清麻呂以前にかゝる名譽職の國造に任ぜられた者に上道斐太都⁽³³⁾がある。この人がその郷關地方において如何なる職能を果したかは一切不明である。

しかるに和氣清麻呂は國造として名目的地位に止まらず郷里地方人の爲に政治的活動をなしていることの明かな例が存する。即ち延暦七年六月美作備前二國々造として和氣郡を割き磐梨郡を建てんことを乞う同地方百姓等一百七十餘人の請願を上言している。⁽³⁶⁾これは郡の中を流れる大河があつて、郡治がその東岸の藤野郷にある爲雨に遭う毎に公私通じ難く、河西の百姓の公務が關ける故に河東を和氣郡

となし、河西を磐梨郡となし、藤野の驛家は河西に遷し置いて以て水難を避け百姓の勞逸を平均せんとするものであつた。かくの如き上言は當時備前守として任ぜられていた當麻王が當然なすべき管である。當麻王は任官後未だ四ヶ月にしかならぬ故に任地の事情に明るくないからといえないこともないであろうが、この場合、古來土地の豪族たる清麻呂の發言はより大きな力を持つていたらしく、百姓一百七十餘人歎して曰くとあるように、國司に解すべきところを清麻呂に依頼したところに、清麻呂が自身上から百姓を操縦し、乃至施策配慮したよりもむしろ、下から百姓の自發的に依存せんとする感情の存したらしい事いゝかえれば人望の存したらしいことを見るべきである。かような地方豪族への依存感情と地方豪族の在地農民保護は國司の苛斂誅求等に際して兩者が一體となつて抵抗する際にあらわれることこれ以後の時代によく見るところで、兩者の利害關係の一致する事が多いことに基くであろうか、それと共に、在地農民の地方名族の歴史的血統的尊貴性へのカリス

マ的信念によることも一因であろうし、或はこの場合に限

つていえば清麻呂の人間性・倫理性への依存も含まれていたといえないであろうか。清麻呂の在地農民に對する權威の根柢に存する人間性は次の如き場合によくあらわれている。

清麻呂の死後十ヶ月を経た延暦十八月十二月彼の長子廣世は上言して「亡考清麻呂常に言うには身厚祿を食み公に益無く兼て國造を忝くし民に徳無く懷抱戀々として故郷を顧念し彼の窮民を憐んで忘れること能はず」とて、「私墾田一百町を以て、和氣・磐梨・赤坂・邑久・上道・三野・津高。兒嶋等八郡卅餘郷賑給分に擬せん」ことを願つてい

る。而してその方法は、百町歩の墾田が一處に混置せらるれば諸郷及び難く、若くは班田に遭うであろう。こゝに奏聞して此の墾田を以て墾田所在地の住民の口分田として班給し、清麻呂寄進の墾田を受くべき各郷の口分田をその墾田所在地の口分田の代りに名ずけて賑救田となし、その地子を以て夏季の月の端境期に飢人に賑給して以て民の命を救い國恩に報ぜんといふのであり、許されている。この上言は色々の問題を含んでい

まづ和氣氏が廣大な墾田を有していることで、これはこれよりさき延暦十二年に八幡神へ道鏡事件の報賽の爲に神願寺を建てこれに能登國の墾田五十八町歩を施入していること或は清麻呂の死後間もなく長子大學別當廣世は父の志として、弘文院學料に墾田四十町歩を、大學寮勸學料に墾田廿町歩を充てゝ居り、右の如く延暦十二——十八年頃判明しているのみで合計二百十八町歩を公益に寄進している。その他にもこの一族がその後公共事業に私財を施したことは少くない。かように寄進施與した墾田等のみでもかくも老大であるからその私財がどれ位にのぼつたか、更にそれに位職田等を加えたものはどれ位か見當がつかぬ。しかも注目すべきことは一處に混置すれば遠方の諸郷は及び難い故に、これをその地方の口分田として卅餘郷各々にある公田を以て分散代換せしめんとしていることで、これはいう迄もなく、一箇處に賑救田があれば遠方諸郷百姓に直に間に合はぬ故各郷毎に分散設置せしめんとするものである。これはこの一百町の墾田がある一地方に一圓的に集中して存在したことを物語ると共に、奈良末以來の初期庄園

經營者達が出来ただけ一圓的に集中經營せんとし、散在せる墾田を買収開發した後、その目的地の附近の百姓の口分田と、遠隔地の己の墾田とを交換して集中をはかるに苦心していること、たとえば東大寺の越前方面庄園經營に見る例と比較して見ると、和氣氏の方がよく一圓的に集めたそれを逆に分散放出している逆な傾向——人間の利得の欲望に逆な方向——を示していることに注意させられる。かくの如きことはこの清麻呂の平生の言としていうところの「身厚祿を食み公に益なく。兼て國造を忝くし民に徳なく、故郷を願念するに彼の窮民を憐む」とあるが如く、朝廷の高官に登り得、國造なる地方譜第名家として由緒ある地位を興えられた、そうしたことへの感激を持つ清麻呂の素朴な名譽の誇と責任の意識と己の郷土への愛、且つそこに住む多くの窮民達への人間的な愛がかくせしめたのであつて、郷土民衆の爲に自己の經濟的利益の一部を割かしめたものであろう。貴族豪族階級の多くが汲々として自利をはかることにこれつとめていた時、この一族の知られたるすべての人々があげて人間愛をしめしていることは注意す

べきであろう。

一百町の墾田の經營法は地子を以て賑救にあてるとある故に賃租によつたこと以外は分らないが、かような墾田の獲得なり、特に和氣氏の直營に残されている部分については賃租による以外に前述の母等理部家部二氏人によるものもあつたであろうと想像せられる。なお美作へはこの賑救の余恵は及ばなかつたらしいが、美作に對する同氏勢力の浸透は備前に比して部分的なものであつたのではないかと察せられる。前述の庄園を除いて主な地方は、倭名抄に勝田郡に和氣郷があり今日同郡南部に北和氣・南和氣の地名が残つている、その地方が嘗てその勢力下にあつたことを物語り、この地が備前和氣郡以前の藤野郡に隣接していることから明かである。

以上は名譽職的國造に任せられた清麻呂が譜第名族として郷關地方に對して有する權威が、傳統的な歴史的地位政治的階層的身分及經濟力等によつて支持されていると共に、又時代的限界ありとしても高い倫理性をもつた人間性によつて地方豪族に稀な權威の保持形態を示し、國司の實

權の下に施策して來たことを見たのである。これについてはなお少しく同氏の權威の支柱である地方名族たる所以の歴史的先傳承について見ておかねばならない。即ち律令社會は個人の德行才用勞効を譜第よりも官僚の任叙にあつて尊重することを立前としているが、なお譜第氏族を尊重すること甚しくその傾向は次第に増していつた。その中にあつて地方出身で兵衛乃至下級女官から立身した清麻呂姉弟の德行才用等とその環境の關係は問題であるが、こゝには省き、地方において地方民に對して重きをなしたことも、或は宮廷における立身の場合にも、その血統の尊貴に關する神話的傳承が何らかの働をなしたことを疑い得ないのであり、「兼國造」なる語はかような家柄と傳統的職分に對する古代的心性としての自己意識に基くことを見得るのである。

和氣氏の祖先傳承は後紀延曆十八年二月乙未條の「傳」の他に新撰姓氏錄右京皇別條（「錄」と略稱）に記すものがある。これらは何れも平安初期の史料であるが、その史料の出所は恐らく和氣氏自身の所傳を主としたものであ

る。「傳」と「録」との間に稍相違点があるが、それは本質的なものではなく、成立年代の違いによつて、後紀の史料としての「傳」を提出する爲に書いた人と「録」のそれを書いた人が異り、その地名その他に關する表現その他に採用するところを異にすることがあつたのであろう。（これは詳しい論考を必要とするが、省略する）⁽⁴⁶⁾ 何れにしても兩者とも垂仁天皇皇子鐸石別命を始祖とし、神功皇后代の弟彥王の活躍を重大なるものとしている點では變りはない。それよりも資料的に異なるものとして重大なのは古事記（「記」と略稱す）との相違である。即ち「記」には垂仁の皇子大中津日子命の下に割註で山邊之別等十氏の祖としてあるその十氏の中に、吉備之石无別とあるものが「傳」に本姓磐梨別公とあるのと一致してこの氏を指すと考えられる。古事記編纂當時の宮廷の編者達には古事記において書紀の鐸石別命に相當する沼帶別命は關係なきものと認められ、むしろ大中津日子命が吉備石无別氏の祖とされていたらしい。かような喰違は何に基くものであろうか。「記」編者の用いた史料たる帝記或は舊辭に記されていたものによるのか。或は宮廷にある中央豪

族の或は地方豪族（この場合和氣氏或はその同系統の）側の史料を用いたものか。この最後の場合としたならば、それは地方豪族側での始祖傳承がまだ決定して居らず不定で動搖し作られつつある場合にかくの如き例が少くない。⁽⁴⁶⁾ 朝廷側に於ける帝紀に地方豪族の系譜の始祖關係を何時代に記したか否か問題であるが、西郷信綱氏が古事記系譜と諸氏族の始祖子孫關係記事は中央有力豪族が、己の支配下にある地方豪族を血縁關係のある如く附會したものとされ、⁽⁴⁷⁾ 梅澤伊勢三氏は書紀に少く古事記に遙に多く現れている地方豪族關係記事の大部分が壬申の亂以後天武十三年八色賜姓以前に成立したものであることを證せられた。⁽⁴⁸⁾ 西郷氏の方法によつて考えるに、吉備石无別氏の場合大中津日子命を同祖とする他の九氏の内何氏が記編纂當時最有力であつたか、不明であるが、概ね割註の最初に最有力氏族を記すのが通例のようであるから、山邊別氏であつたのであろうか。此氏は録右京皇別に山邊公和氣朝臣同祖とあるものであり、記紀編纂時代頃には只天武紀元年六月丙戌條に山邊君安麻呂が見えるに過ぎないが、彼は壬申の亂に天武天皇に従つていたか

ら、恐らくその功で何らかの官位を賞與せられ、その當時の宮廷に勢力を有したとはいわぬ迄も、何らか認められた氏族であつたのであろう。その後振わなかつたので「録」においても姓は依然公にとゞまり、却つて和氣朝臣同祖とその下に軽く扱われるようになつたのであろう。その他諸別氏は殆んど史上に現れない⁽⁴⁹⁾。故にこの場合山邊別氏の造作といえないこともなく西郷氏の方法も考えられないことはない。しかし明確な事は不明である。いずれにしても、吉備石无別氏は記編纂の進行し、この氏族等始祖の割註が帝紀に入つたと推定される天武朝頃に概ね垂仁天皇の皇子の何人かに始祖を求める傳承が發生して居り、それが中央にも認められ、この氏が皇別なることを認定される段階に入つていたということが出來よう。

「傳」によれば鐸石別命三世孫に弟彥王があり神功皇后の新羅征討に従つて凱旋し明年忍熊皇子が逆を謀つた時、王を針間吉備塚山に遣しこれを誅せしめたとし、「録」は若干異なる。その功によつて「傳」では藤原縣に「録」では吉備磐梨縣に封ぜられ因て家したとし「傳」は、この地は今美作備前

上代豪族存在形態の一考察(横田)

に分れているとする。「傳」と「録」との相違は本質的なものではなく、始祖の勳功を國民的な著名傳承としての神功皇后の新羅征討及忍熊王叛亂の征誅にかけて、己の始祖が皇室出身であり、且つ皇室に對して勳功ある事を誇り以て自己の門閥の地位を強くし、かゝる傳承の認證によつて一族子孫の忠勤を獎勵せしめんとする點で共通して居り他の諸氏始祖傳承と異なるものではない。この弟彥王は記紀に現れずその忍熊王事件は記紀と著しく異なる故にこの「傳」及「録」原史料の和氣氏側傳承筆者は紀を知つていたことは(鐸石別命なる文字の使用等から)先づ疑えないが、しかもそれと異なる傳承と書かしていることは平安初期には和氣氏側で上記の傳説が確固として來ていたのであろう。同氏はこの皇室出身なる傳承によつて、眞人を賜姓されているのであり、これは他の眞人賜姓例に比し異例に屬する點がある⁽⁵¹⁾。又この傳承はこの氏が、吉備藤原或は磐梨(石无)といわれる地方に古來居住し支配權を持つことの歴史的證明であつた。

以上を要するに鐸石別名も弟彥王も實證すべき史料もな

く、傳承の内容からも歴史事實として疑うべき事多く、假構の蓋然性が強いが、平安初期には傳承は確立し事實として信ぜられ、一族の者には巨大な祖先像であつたろう。奈良後期より平安初期には諸氏族の間に、己が尊貴なる血統に連る系譜傳承を構作誇稱することが切りに行われた。勿論その様な傾向は早く大化前代に行われていたこと允恭紀の傳説に見るが如く、奈良前期に盛となり來つたこと既に見たが、官吏の選叙に德行才用勞效の次に譜第を置いた律令社會が、次第に譜第を重んじ、天武十三年八色賜姓は氏姓秩序を整序せんとして却つて諸氏族間に優越した姓の競望を起さしめ、人間を階層的に差序付ける位階の競望を激しくした。これは律令制社會に於いて身分的のみならず經濟的にも有利な地位に立つには官僚となること、その爲には亦より高き姓の、より高貴な出身を認められることが必要であつたからに他ならぬ。一方地方人にとつて國司及びその下の地方官僚、特に中央貴族乃至官司の隸屬下に入るに能うべくんば血縁に連ることが、地方官の誅求を避け、自己の財産を保護しより大なる土地を得易い手段

である。こゝに中央貴族と地方豪族の系譜の連續の證明が中央貴族の氏上によつて屢々行われ、庶民百姓の中央官司の下級官人と號して免課役を計るものが増加する所以であり、姓氏録や古語拾遺の類の出現する時勢的根據がある。かくの如く皇室を中心とする血縁の同族國家の觀念を發達せしめたが、皇室の精神的權威を求心的に重からしめる權力機構にては都市國家的なものと反對のものを生むのである。和氣氏の如きはそのような社會の潮流の中にあつて奈良前期から動搖しながらも樹立されてきた皇室を祖とする祖先傳承を確立し、地方豪族として國造なる地方の歴史的由緒ある名譽の地位につくのみならず、中央貴族の端に連り、その子孫は中古以降近世に至る迄長く醫を業として丹波氏と竝ぶ名家となつた。その中古以降における出身地方における權威と地位、郷土住民把握力は明かではない。恐らくは郷關とやがて絶縁して都人士と成り終つた如くである。

前述に續く時代に就き些か述べておくならば、承和三年には備前國人外從八位下石生別公諸上等の本居を改めて右

京八條三坊に貫附せられている場合や嘉承三年磐梨郡少領外從八位上石生別公長貞が郡下石生鄉雄神河において白亀一枚の瑞を獲て獻じたことなど見える。⁽⁵⁴⁾石生別公は前述の如く和氣氏に仕えた郡民中の有力者の賜姓された者であるから一族ではないが、そのある者が都人となり或は、郡司としてこの一族關係がなおこの時代迄當地方を把握していたらしいことを察せしめる。しかもかつて和氣氏の勢力下にあつた磐梨・赤坂二郡が元慶年間に郡の政務多端の故に主政各一員増員を請い太政官から許されているが、その備前國解に記す兩郡の郷及戸の數に對する課丁が、此の時代前後の他地方に比して遙かに良好な状態にあること⁽⁵⁵⁾は、律令體制がこの地方には比較的堅實に行われたらしく考えさせる。これは戸籍の偽が殆んどないこと即ち地方官の誅求の度が少いことを語るものであろうか。その原因を臆測して在地勢力としてのこの一族が直接自己と利害關係の繋る同じ譜第の百姓を傷めぬよう温存する傳統の方策をとつたことも與つているかもしれないと推定することは行き過であるか。

以上備前東部美作東南部に藤野郷を中心とする和氣郡磐梨郡地方に本據を置く地方豪族にして下級官僚貴族なる和氣氏についてその氏族構成の諸階層と分布とその、地位活動の一端について、考え、更に備前八郡卅郷に及ぶ廣い地域の百姓に對するその氏の上とも又家父長ともいふべき清麻呂の權威とそれを支持する經濟力、或は傳統的な神話や系譜による精神的權威とその背後にある皇室との特に求心的な關係、そうしたそれを象徴する國造職の意味、又それによる清麻呂の施策と人間性、そうした諸方面が有機的に關聯し機能して地方豪族の絶對權力機構を形成するものであることを考えて見ようとした。こうした地方權力のあり方こそは、都市國家的なものを發生せしめない特質を持つ社會的地盤である。こうした地方豪族のあり方はもちろん一般的なものでもなくましてより溯つた大化前代にあてはまるものでもない。飽く迄も律令制社會機構に規定され、國造も前代の意味を失つている。しかしそうかといつてこうした後代の氏族權威機構を明かにし得る例を基礎にする事なくしてはより不明な前代を知り得ない。その意味

に於て拙い小考も多少の意味を持ち得よう。

附記 考證の多くを省略せざるを得ず論旨不徹底の點は恕されたい
皇室と地方豪族の關係を論ずる四節以下は別の機會に譲る。

本研究は文部省科學研究費の補助による研究報告の一部である。又和氣氏研究については新村出博士、高瀬重雄教授の御援助を受けた。併記して謝意を表する。(一九四九、一二、一九)

註

①それら市民が少數でより多くの農奴奴隸を支配した貴族的なるものであることはいうまでもない。

②和辻博士はポリスを戰友的教團的團體と規定された。(「ポリスの人間の倫理學」三四—四七頁)中國古代都市は城壁を持つ防衛的機能や宗廟社稷の神を持つ點など形式に幾分似た點もある。早く商業者も發展したこともあげ得る。しかし相違は大きい。その點はマクス・ウェーバー、「儒教と道教」(細谷恒三郎譯七二—三頁)

③こゝには專制王權下に前期的商業資本家が發展し政治力を持つ點市民とはいえぬ迄も注意される。飯塚浩二氏「遊牧民の制覇と陸商」歴史學研究一三二、なほその都市國家の權造については、時代は新しいが佐口透氏の諸研究「モンゴル人支配時代のウイグルスタン」史學雜誌五四ノ八一—九、「東トルキスタン封建社會史序説」歴史學研究一三四、の如き参照。

④職員令左右京職條東市條

⑤戸令置坊長條、取坊令條。續紀天平廿一、二、丙辰條に朝廷が路頭

に匿名の投書を屢々なさしめ百官、大學生徒を教誡したことは民衆が輿論反映せしめ得た例であるが、民衆に主體性はない。同様な例は大化二、二、戊申紀鐘匱の制がある。木代修一氏「平城京都市生活の一考察」史潮一ノ三。

⑥豊田武氏、「中世日本商業史の研究」第三章第四節中世都市論。

⑦トウキョウディーズ「歴史」青木巖氏譯上卷六一—九頁

⑧同右、一六頁

⑨漢書地理志に記された前一世紀頃の倭人の分れて百餘國となつていた國々の状態は不明なるも、三國志魏志倭人傳の魏に使譯を通ずる三十國の状態とその相互關係は分る。「國々有市」とあつて交換經濟の發達して中國人から市場と見られたものがあることは相當な都市的聚落があるように見えるも、直にギリシャのポリスとそのアゴラと比定はし得ぬ。人口は確かに韓傳や辨辰傳に記す韓諸國のそれに比すれば倭の諸國は遙かに多い。故に人口稠密と思われるが、而積との割合不明なる故これをおく。又階級分化著しいらしく大人の如きが同質的な市民的階級を形成したとも思われぬ。而して、倭の諸國は耶馬台女王國に屬し、統一過程にあり乍ら、ある程度離叛性、獨立性は残しているらしい。しかしギリシャの如きと比較し得ぬ段階にあるようである。

⑩好太王碑に見える如き四世紀末以後の朝鮮進出の可能は宋書倭國傳昇明年武王上表に見ある祖彌以來の平定の統一過程の先行を考ふる道説を認める。

⑪例えば民族學研究一三ノ三、「日本民族文化の源流と日本國家形

成」についての座談會における江上教授説の如き示唆に富むも多くの疑問がある。こゝには略す。

⑬改新後においてなおずつと後迄地方豪族の獨立性の殘存を主張する見解もある。「高柳光壽氏、國家形成過程に於ける神社の意義」、日本歴史十八。これは確かに首肯し得る面がある。こゝに批評し私見を記す余裕なく別にゆずる。

⑭廣虫と六位上とすることは、續紀天平神護元、正、己亥條に従七位下藤野別真人廣虫女從五位下兼勳六等を、授けられていることを参照すれば誤であると思われる。この記事は清曆姉弟が年代的に史上に初めて登場した記事である。（「傳」の一部記事を除き）。

⑮姉弟以外の一人は或は清曆の妻嗣子ではあるまいか。後紀大同元、四、丁未條

⑯後紀延曆十八、二、乙未清曆殘年條傳以下「傳」と略稱。

⑰前の近衛從八位下別公蘭守をこちらは無位とし又國守としているが、何れかゞ誤で、實は同一人なること疑ない。

⑱續紀神護景雲三、八、甲寅并己丑詔及記事

⑲八幡奉使行の年月を推定すれば、八幡神託事件の生起が恐らく道鏡の弟淨人の任大宰師の神護景雲二、十一、癸未以後（なお中臣習宜阿曾曆の任豊前介は神護景雲元、九なれば、轉任大宰主神は不明なるも同二三年前半までの間と推定される故、兩人大宰府にあつて）計画されたかと思われる。故に生起は二年初頃から初夏迄の間にあるべく、五月は遣使直前、六七月旅行、八月前半歸

來と推定する。

⑳別部その他部姓のものに公姓を、しかも清曆本姓と同じイワナスを許したことは、部を名のる隸屬民が血縁的關係を主張するに至る發端と根據を與える所以であり、かゝる類似の事件は少からずあるべく、これが平安時代に入ると氏姓混亂と同族圈擴大をもたらし。

㉑母等理部は恐らく主水（モヒトリ）部であらう。これは宮廷の主水司で氷室を造設して氷を供給し、井戸を掘つて水を獻すること特に祭儀の時に然る役目を擔うが、どうしてそのような部がこの地方にいたか疑問である。磐梨郡に物理郷があり、これをモトロキとよむことは、この郷が特にこの部姓の人が多かつた爲らしいこと、そしてこれが和氣氏の本據藤野郷に近いことは、その隸屬奉仕の状態を暗示する。家部については天智紀三、二、丁亥條に有名な記事がある。民部が一般的に部曲全體を指しているらしいのと併せ記しているところを見ると、概ね伴造など氏上級の者に隸屬している部民らしい。坂本太郎博士（「家人の系譜」史學雜誌五八ノ二、十九頁）は「基本的には奴婢に關聯の深いものもつた部に名づくるに奴婢に准ずる家人の名を以てしたのが家人部である」とし家部は「憶測すれば、家人部が時と共に發展して行つた間自ら人字を脱したのであつて部曲中主家への隸屬度の深い部にこの名をもつものがあつたのであらうか」とされた。私の先の推定でも一般部民よりも一般に低く扱つていられるように見えることも、博士の説と相應するものであらう。

⑲戸令家人條に頭を盡して驅使することを得ずとあることが聯想されることは、家部の隸屬度の強いことを示すことゝは關係のないことかもしれないが、注意すべき字の使い方である。

⑳和歌森太郎氏の研究によつて分類すれば、清曆等三人は氏上家族の房戸ウツカラでそれ以下は郷戸を形成するものヤカラ・トモガラをなすもので、部を稱する者達は、トモガラであり、家部・母等理部は奴隸の解放されたものとなるであらうか。(「國史における協同體の研究」上二四〇—四頁)なお郡大領子磨や國守らはその有力さから見て、別に部民を従えているのが、史料面に即ち賜姓範圍に出て來ないということもあり得る。賜姓された清曆等宗家直屬のものであつたかもしれない。

㉑續紀同年五、丁丑條。

㉒墓は喪葬令に、三位以上及別祖氏宗並得營墓以外不合。雖得營墓。若欲大藏者聽とあり、この別祖を義解は「別別祖者。別族之始祖也」といふ、集解には「古記云以外不合。謂諸王諸臣四位以下皆不得營墓」とあり、墓を營み得る者は三位以上の者か一族の氏上の如き者、及それより別れた一流の始祖に限ることは古記即ち大寶令の註釋として養老令前に認められた規準であつた。

清曆等は奈良時代にはむろん三位にはなつて居らず、しかも高祖父以來の墓を有することは地方豪族として氏宗としての地位を認められていたことを證する。これはそれと共に大寶令前から墓が存したのではないかと察せしめられる。このことは國造を追贈

されるにふさわしい地位を物語る。墓地の林が認められ、保護されていたことは續紀慶雲三、三、丁巳條、延曆三、十二、庚辰條、三代格十六延曆十七、十二、八、太政官符、又墓の面積は延喜式二十一、これらによつて地方豪族のそれを推すことは稍困難であるが、幾分をうかゞえる。

㉓續紀和銅六、四、乙未條

㉔同右文武二、七、乙亥條

㉕紀天武二、三、壬寅條、

㉖吉備地方には古來名族吉備氏一族が居り、雄略紀七年條に見ある吉備下道臣前津屋或は吉備上道臣田狹の如く叛亂を企てたものゝ傳えられていることは、(この二つの事件が前後にならべて記してあることは、偶然の事件が同時期に起つたというよりは、吉備氏に關して傳えられる叛亂説話を同類のものなる故に同年代にかけてならべたものではないか——これ書紀編者當套手段である——と推測する)その他の點よりも(詳細略)吉備氏がかつて皇室に對する巨然たる勢力をなしていた時代もあつたようである。しかし安閑紀二年條に見ゆる備後國——備後なる名は後代の追考——諸屯倉設置、又これは後の美作國でやゝ外れるも欽明紀十六及廿年條に見ゆる吉備五郡に亘る白猪屯倉設置、同十七年條備前兒嶋那屯倉設置等の記載はその實年代に問題があるとはいへ、皇室の吉備地方進出勢力増大が見られ、これは吉備氏勢力衰退を裏書するものではあるまいか。その原因の一は吉備氏において早く小氏族への分裂が勢力弱化をもたらし、國造の如きものの衰滅を早

めたものではないか。

(29) 選叙令集解十七郡司條。

(30) 續紀天平神護元、三、甲辰條。

(31) 軍防令、しかも郡司には國造を先づ取り用いることが定められている(選叙令)から、彼の家が國造の家柄でなくてもそれに任ぜられるに相當しているとはいえる。

(32) 植松孝穆氏「大化改新後の國造に就いて」浮田和民博士還曆記念史學論文集

(33) 田令集解郡司職田條古記、選叙令集解郡司條古記、政事要略五三

延喜十四、八、八官符、式二六主稅上、同二二民部上、續後紀承和元、十一、癸亥、三寶貞觀十八、三、九條

(34) 神祇令及天武紀十、七、丁酉條。

(35) 上道朝臣斐太都は上道郡地方古來の名族、吉備上道氏(始祖説話

應神紀廿二年條)の子孫であるが、橘奈良麿の叛を密告した功により天平寶字元、閏八、癸丑、に任ぜられた(續紀)しかるに神護景雲元、九、庚午歿年條傳には備前國造とある。この氏の上道地方における勢力の扶植伸張の程度は和氣氏のそれとの接觸の點から問題であるが、よく分らぬ。日本における都市國家的なるもの成立せぬ所以はこうした地方有豪族の層質を同くするものが集住し、共同の自治生活を営ましたるに至るべき條件を欠き、却つて各々の本據農村に割據分立して隸屬農民と共に生活したことにある。この條件の詳細な考説はこゝには省く。

(36) 續紀同年月癸未條。

上代豪族存在形態の一考察(横田)

(37) 和氣氏本據が藤野郷にあるらしいこと、その姓氏及この地が(傳)に祖弟彥王より以來の藤原の名の易えられたものであること(後述)より推し得るが、こゝが郡治所在地なることも偶然でなく、

清曆一家のみならずその一族で大領であつた子曆等もこゝに住したことが察せられる。

(38) 續紀延曆七、二、甲申條にその任官がみえる。

(39) 後紀延曆十八、十二、丁酉條。

(40) 類聚國史百八十二佛道九。

(41) 後紀延曆十八、二、乙未條。

(42) 和氣氏にはかような例が多く見られ、廣虫が夫葛木戸主と共に孤兒を收養したことは周知の如くである。その他清曆第五子眞綱については續後紀承和十三、九、乙丑條、第六子仲世については文實仁壽二、二、丙辰條。

(43) 窮民を救うことに努力した地方豪族の例は六國史に散見するも多くはない。例えば續紀天平神護二、六、丁酉條、丹波國家部人足、同神護景雲二、五、辛未條、信濃國更級郡倉橋部廣人、同寶龜二、三、辛酉條、遠江國磐田郡若湯坐部龍曆、秦原郡赤染長濱、城飼郡玉作部廣公、檜前舍人部諸國、讃岐國三野郡丸部臣豊袂、同延曆三、閏九、戊子條、越後國蒲原人三宅連笠雄曆等、(44) 姓氏錄の成立年代はその上表文に弘仁六、七、二十とあつてその最下限を知ることができる。(成立年代に種々問題があるが田中卓氏「新撰姓氏錄撰述の次第」國語國文一八ノ三参照)「傳」の成立年代は後紀撰述の承和七、十二、九を最下限とし、本文中に

見ゆるところでは天長を上限とする。されば「録」の方が古い成立で信憑度は高い筈のようにみえる。しかるに、「傳」のある一部分は扶桑略記抄二神護景雲三年條に清曆上表云とある文章と殆んど共通で二三字句を異にするのみである。故にこれを信じ得るならば「傳」も確實な原史料によるものとして信憑度は高まる。

然し略記は平安末のものであるから確實さに欠ける。しかるに三代格三所收天長元、九、廿七官符所引和氣眞綱仲世上表にも殆んど同一の文章がある。故に「傳」の中この部分に關する限り、天長元、九、廿七以前に存することは勿論、清曆上表文も確かなものであつたかもしれぬ。但しその部分は八幡神出現の條で今日の我々には荒唐と見え、その點が怪しまれるが、古代人の宗教的心理を今日の理性で判定することは慎しむべきであらう。故に「傳」は「録」よりも後の成立であるが、「録」種々潤色的な點を指摘し得るのであり、その資料的價值は甲乙を付け難い。なお群書類從所收「和氣清曆傳」は後紀のそれと同じものであり、詳細はこゝにはふれぬ。

(45) かゝる事例の詳細は阿部武彦氏「上代氏族の祖先觀について」史學雜誌五六ノ四にすぐれた見解がある。

(46) 西郷信綱氏、「古事記の編纂意識について」氏族系譜からの分析

—「文學一四、九—一〇

(47) 梅澤伊勢三氏「書紀から古事記へ」文學一六ノ九
 (48) その他では「録」左京皇別に稻城壬生公垂仁天皇々々鐸石別命也とあるのが、稻木之別にあたるらしい。木屑宣長も彼の諸氏につ

いて考え得ずとしている。（記傳二十四、舊版余集二ノ一四五—一八頁）なお彼は吉備石无別氏の祖が大津日子命で、紀の鐸石別命を「録」や「傳」に和氣氏祖とする矛盾については「記」の誤とする。

(49) 「録」には弟彦王が鐸石別命及和氣氏と如何なる關係にあるかよく分らぬ唐突な書き方であるのは、それがもつと詳しい原史料の省略抜萃だからであらう。原形は「傳」に近いものではなからうか。兩者共通の原史料があるのであらう。

(50) 眞人賜姓年代は續紀初見の天平神護元年には既に眞人であるからそれ以前のことである。一般に眞人賜姓諸氏は天武十二年賜姓十三氏の内不明分を別として「録」と照合する限り最古の祖皇は應神一氏のみで、他は皆繼體以後であり、垂仁を祖とする如き古い例は他にない。和氣氏は異例に屬する。このことは天平神護元年以前における清麻呂の低官位に拘らず賜姓されたことを意味し、その理由は稱徳天皇の愛信を蒙りしことを考へるべきであらうか。なお同氏は寶龜五、九、廿八に朝臣となつた。（續紀）

51) 藤原と磐梨とどちらが古い地名か分らないが、藤原と磐梨とは東西に隣接する。石无は記を初見とする。藤原は續紀養老五、四條に邑久赤坂二郡の郷を分つて始めて藤原郡を置くことあり、同神龜三、十一條に藤原郡を改めて藤野郡とした。聖武天皇の母及夫人の姓を諱んだのである。されば兩地名共和銅乃至養老迄溯り得るが、更にそれ以前からあり得る。こゝに別の所傳がある。系圖諸本に清麻呂の高祖父佐波良の父古麻佐に關し難波朝延立藤原長舍と註

している。難波朝廷は孝徳天皇代であるが、長倉とは何か。これは作陽誌大庭郡社部所引和氣氏系圖には藤原屯倉とある。長倉は屯倉に誤り易い故屯倉なる事明かである。しかるに孝徳天皇大化二年正月には屯倉廢止を令した改新の詔が出ているから、時代錯誤といわねばならぬ。その點この註記は疑わしいが、西岡虎之助氏は「上古の經濟體が大化改新を機として一般的に存置を否定されたが、その否定された筈の部曲が政治的機構の末梢部に殘されてゐるように、ミヤケも一部分が公的に保存された」とし數例をあげられた。「ミヤケより莊園への發展」、市村博士古稀記念東洋史論叢）されば改新頃に全然なかつたとすべき根據はない。假にこれが認められるならば、和氣氏は大化頃に地方屯倉管理者級の豪族であつたこと、又古麻佐生存年代の大凡推定ができ、以下各世代の年代推定も可能となるが、「傳」に佐波良以後の墓が本郷にあり、國造追贈もそれ以後であることは、古麻佐に關する證明力を薄弱ならしめる。さればこの註は疑つておく方が安全であらう。この地方が縣といわれることにも問題があるが省く。

(52) 續後紀同九、丙辰條。

(53) 文實同八、丙辰條

(54) 三代格七郡司事元慶四、十一、五及同五、十一、三各官符。前者によれば磐梨郡六郷戸數二九七、一郷平均四九戸強、課丁二〇三六、一郷平均三八四、一戸平均七七六人後者によれば、赤坂郡六郷戸數二九三、一郷平均四九戸弱、課丁一七三六、一郷平均二八

上代豪族存在形態の一考察(横田)

九、一戸平均五九人で、一郷五〇戸の平均が略守られている。他地方の例、三代格七、伊豫國桑村久米兩郡各二郷課丁七二五及七〇二、假に一郷五〇戸とすれば課丁一戸平均四八及四六人。讃岐國山田郡珂爾兩郡各一郷課丁各一七六〇及二〇八〇人、一郷五〇戸平均とすれば、一戸平均三・五及四・一六人となり、何れも赤坂、磐梨以下である。その他三代格八貞觀十三、十二、廿五官符所引天長十、十符所引主計寮解には、或國戸別二三丁或國戸別三四十なるに頃年損田使帳を検するに、七分已上五六が百畑に或は三四丁、又百畑の内十を以て率戸(標準一戸)五六人分にあつるに、得戸に至つては二三十という。同同承和十三、四、廿六符所引駿河國解には戸別に二丁をあて二丁已上をあつれば調庸を免ずる位優遇せんとする程課丁が少い。同寛平六、六、一符所引紀伊國解には、式に毎戸五六課丁あるべきに、官戸の輸貢が重いたため輕役の神戸となる者多く、神社十一ヶ所の封戸二三二畑、正丁一二七六人(平均一戸五、九人)多きは十五六一二三十人もあるに官戸は僅かに一―二人とある。天平十九、五官奏に封戸一戸を平均五―六人中男一人を規準とした。赤坂磐梨兩郡はこれに匹敵し他の何れよりも高い。